1 経営主体等に関する社会福祉法と主な社会福祉関係各法の規定

経営主体について

原則:社会福祉法の規定

・ 第1種社会福祉事業は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することを原則とする。

国、地方公共団体及び社会福祉法人以外の者が第1種社会福祉事業を経営しようとするときは、あらかじめ施設設置地(事業経営地)の都道府県知事の許可を受けなければならない。

(社会福祉法第60条、第62条第2項、第67条第2項)

社会福祉関係各法の規定

・ 保護施設は、都道府県及び市町村のほか、社会福祉法人及び日本赤十字社でなければ設置することができない。

(生活保護法第41条第1項)

・ 養護老人ホーム・特別養護老人ホームは、都道府県及び市町村のほか、社会福祉法人が設置することができる。

(老人福祉法第15条第1項・第3項・第4項)

事業の開始及び廃止の際の規制について

原則:社会福祉法の規定

・ 社会福祉法人は、第1種社会福祉事業の経営を開始・廃止するときは<u>あらかじめ、</u>第2種社会福祉事業の経営を開始・廃止する ときは事後に、施設設置地(事業経営地)の都道府県知事に届け出なければならない。

(社会福祉法第62条第1項、第64条、第67条第1項、第68条、第69条)

社会福祉関係各法の規定

- ・ 社会福祉法人は、保護施設・児童福祉施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホームの経営を開始・廃止するときは、都道府県知 事の認可を受けなければならない。 (生活保護法第41条第2項、児童福祉法第35条第4項、老人福祉法第15条第4項)
- ・ 社会福祉法人は、児童居宅生活支援事業等・身体障害者居宅生活支援事業等・知的障害者居宅生活支援事業等・老人居宅生活支援事業を開始・廃止するときは、<u>あらかじめ</u>都道府県知事に<u>届け出なければならない。</u>

(児童福祉法第34条の3第1項・第3項、身体障害者福祉法第26条第1項・第3項、知的障害者福祉法第18条・第20条第2項、 老人福祉法第14条・第14条の3)